

与党案と民主党案の主な政策的相違点 (整理メモ)

いわゆる「3大論点」

1 国民投票の対象

(与党)憲法改正国民投票のみ

(民主)一般的国民投票 (国政における重要な問題に係る案件についての国民投票)も含める。

2 投票権者の範囲

(与党)20歳以上

(民主)18歳以上 (憲法改正案によっては、国会議決でさらに16歳まで引き下げ可能)

3 投票用紙への賛否の記載方法と「過半数」の意義

(与党)賛成は 反対は×とし、白票は無効 / 有効投票総数の過半数で決める。

(民主)賛成は その他は白票 / 無効票も含めた投票総数の過半数で決める。

実際上のポイントは、白票を「無効票」とするか、「反対票」としてカウントするか。

その他の論点

4 国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲

(与党)選管職員等に加えて、裁判官 検察官 警察官なども禁止する。

(民主)選管職員等のみ禁止する。

5 公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止の是非

(与党)禁止する。

(民主)規定なし(自由)。

6 買収・利害誘導罪の是非

(与党) 組織的で多数の投票人に対する買収行為であって、明白な勧誘行為があり、かつ、報酬との対価性が認められるもののうち、その報酬が金銭あるいは投票に影響を与えるに足る物品等である場合に、要件を限定して設ける。

(民主)規定なし(自由)、国民の良識に任せるべき。

なお、議論があったマスコミ規制 (配慮規定)は、与党案においても全面削除することとされた。